

あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議規約

(目 的)

第 1 日本一の産業県である愛知県が持つ水素利用のポテンシャルを生かして、再生可能エネルギーから低炭素水素を製造し、利用する「あいち低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大を産・学・行政が一体となって推進するため、「あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議」(以下「推進会議」という。)を開催する。

(協議事項)

第 2 推進会議は、低炭素水素サプライチェーンの構築に関する技術的支援、情報収集・発信、及びその他推進会議の目的を達成するために必要な事項を協議する。

(構成員)

第 3 推進会議は、別表に掲げる機関をもって構成する。

(座 長)

第 4 推進会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 推進会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるとき、構成員以外の者を推進会議に出席させることができる。

3 会議資料及び議事要旨は、会議終了後に公開する。ただし、公開することにより、構成員の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りではない。

(秘密保持)

第 6 構成員は、推進会議において知り得た活動内容を、他の構成員に無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

(庶 務)

第 7 会議の庶務は、愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室において処理する。

(その他)

第 8 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 月 日から施行する。

別表

あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議構成員

区分	構成員	備考
学識経験者	東京工業大学 岡崎健 特命教授	座長
	愛知工業大学 鈴置保雄 教授	副座長
企業等	中部電力株式会社	
	東邦ガス株式会社	
	トヨタ自動車株式会社	
	株式会社豊田自動織機	
	環境パートナーシップ・CLUB低炭素社会分科会	
行政機関	豊田市	
	知多市	
	愛知県産業労働部	
	愛知県環境部	
オブザーバー	中部経済産業局	
	中部地方環境事務所	
	中部国際空港株式会社	
事務局	愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室	

(企業等は五十音順)